

議案第43号

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町村の協議の上定める。

(別紙)

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法第289条の規定により、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

(財産の処分)

第1条 組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が承継することとする。

(その他)

第2条 この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村がその都度協議して定める。

平成 年 月 日

音更町長	小 野 信 次
士幌町長	小 林 康 雄
上士幌町長	竹 中 貢
鹿追町長	吉 田 弘 志
新得町長	浜 田 正 利
清水町長	阿 部 一 男
芽室町長	宮 西 義 憲
中札内村長	田 村 光 義
更別村長	西 山 猛
大樹町長	酒 森 正 人
広尾町長	村 瀬 優
幕別町長	飯 田 晴 義
池田町長	勝 井 勝 丸
豊頃町長	宮 口 孝
本別町長	高 橋 正 夫
足寄町長	安久津 勝 彦
陸別町長	野 尻 秀 隆
浦幌町長	水 澤 一 廣
帯広市長	米 沢 則 寿